③　技術力

技術力の数値は、業種区分ごとの有資格者の数をもって厚生労働省大臣官房会計課長が定めるところにより算出した数値に応じ、次の右の数値とする。

110以上	：30
65以上　110未満	：25
40以上　65未満	：20
15以上　40未満	：15
15未満	：10

④　営業年数

35年以上	：30
25年以上　35年未満	：25
15年以上　25年未満	：20
５年以上　15年未満	：15
５年未満	：10

別記３　業種区分及び予定価格の範囲

［掲載順序　業種区分　⑴数値：等級　⑵予定価格の範囲］

１　総合工事業者（建設業法別表の土木工事業又は建設工事業の許可を受けた者）

⑴　1,200以上	：A
1,000以上　1,200未満	：B
800以上　1,000未満	：C
800未満	：D

⑵　Aは７億２千万円以上、Bは３億円以上７億２千万円未満、Cは６千万円以上３億円未満、Dは６千万円未満

２　専門工事業者（総合工事業者以外の者）

⑴　1,000以上	：A
800以上　1,000未満	：B
700以上　800未満	：C
700未満	：D

⑵　Aは１億５千万円以上、Bは４千万円以上１億５千万円未満、Cは１千２百万円以上４千万円未満、Dは１千２百万円未満

３　測量・建設コンサルタント等

⑴　210以上	：A
140以上　210未満	：B
140未満	：C

⑵　Aは１千万円以上、Bは３百万円以上１千万円未満、Cは３百万円未満

競争参加者の資格に関する公示

平成29・30年度において独立行政法人国立印刷局における建設工事等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年12月１日

独立行政法人国立印刷局

理事長　氏兼　裕之

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

１　資格の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び業種の区分は次のとおりとする。

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表第一の29種類

⑵　測量・建設コンサルタント等　①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

２　申請の時期

⑴　定期の申請　平成28年12月１日から平成29年１月13日まで（当日消印有効）

⑵　随時の申請は、上記期間終了以降とする。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　申請書は指定の様式とし、独立行政法人国立印刷局のホームページ（URL:http://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/nyusatu/shikaku.html）にアクセスして取得するものとする。

⑵　申請書類の提出方法　郵送又は宅配による提出とし、次のところへ送付すること。

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―５

独立行政法人国立印刷局財務部契約課資格審査受付　電話03―3587―4514、03―6893―4611

⑶　申請の添付書類　申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付して提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（写しでも可とする。「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるもののみを有効なものとする。以下同じ。）。

イ　建設工事

㈠　総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、経営事項審査の審査基準日が平成27年６月30日以降であるもの。また、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類を添付すること。）の写し

㈡　財務諸表類（直前２年度分）

㈢　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式納税証明書（その３）、納税証明書（その３の２）、又は納税証明書（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。）のいずれかの書類又はその写し

㈣　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で82円切手貼付、送付先記載のこと。）

㈤　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

㈥　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

㈦　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

㈧　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

㈨　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

㈩　平成27・28年度において、独立行政法人国立印刷局における建設工事の競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成29年３月31日までの資格審査結果通知書の写し

㈪　平成29・30年度において、財務省所管の建設工事の契約における競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成31年３月31日までの等級決定通知書の写し

なお、提出した者については、㈢納税証明書その３等の提出を省略することができる。

㈫　法人番号指定通知書の写し

ロ　測量・建設コンサルタント等

㈠　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

㈡　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

㈢　財務諸表類（直前２年度分）

㈣　納税証明書その３等又はその写し

㈤　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で82円切手貼付、送付先記載のこと。）

㈥　平成27・28年度において、独立行政法人国立印刷局における測量・建設コンサルタント等の競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成29年３月31日までの資格審査結果通知書の写し

㈦　平成29・30年度において、財務省所管の測量・建設コンサルタント等の契約における競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成31年３月31日までの等級決定通知書の写し

なお、提出した者については、㈠登記事項証明書及び㈣納税証明書その３等の提出を省略することができる。

㈧　法人番号指定通知書の写し

ハ　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

申請者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者に該当する場合は、併せて更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを添付し申請するものとする。

⑷　外国事業者が申請する場合

イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。